受　領　証

第 G370-71717570 号

医療法人　若葉会　堺若葉会病院　様

¥47,000－

但　令和８年熊本地震災害義援金として

ご協力いただいたこの義援金は、被災地の義援金配分委員会に全額送金されます。
本受領証（再交付）の発行をもって、郵便局からの払込票兼受領証、ATMのご利用明細等の「寄附金控除を受けるための証明書」は、無効となります。
（注）この受領証記載の金額は、個人については、所得税法第７８条第２項第１号に規定する寄附金、地方税法第３７条の２第１項第１号及び第３１４条の７第１項第１号に規定する寄附金（ふるさと寄附金）、法人については、法人税法第３７条第３項第１号の規定に基づく寄附金に該当します。

上記の通り受領しました。
令和8年9月10日

日本赤十字社
社長　清家　篤

〒105-8521 東京都港区芝大門1-1-3
TEL 03-3437-7081